

奨学生募集要項（公募）

コード・奨学金名	686-01 東京弁護士会育英財団
設立趣旨	1960年に発足した育英財団であり、学術優秀かつ品行方正でありながら経済的事由により修学が困難な学生に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的としている。
給付・貸与の種別	貸与（無利息）※返還を遅滞した時は、年5%の延滞金が発生する。
奨学金の返還	最後の貸与を受けた月から起算して2年を経た後、貸与期間の3倍以内の期間において、月賦、半年賦または年賦により返還する。
奨学金額	法務研究科生：月額（自宅通学）50,000円、（自宅外通学）70,000円 他研究科・学部生：月額（自宅通学）35,000円、（自宅外通学）50,000円
採用期間	正規の最短修業年限内 ※初年度は半期分のみ支給
対象学部 学年 人数等	法務研究科はじめ全研究科・全学部 全学年 若干名
出願締切日	財団への提出締切 8月31日（土）（必着）
採用決定時期	2019年9月下旬予定
支給開始時期	2019年10月頃予定（2019年10月分～）
推薦基準	1. 学術優秀である者 2. 品行方正である者 3. 経済的事由により修学が困難な者
併給制限	なし ※但し、併給の場合は先に採用された財団の規則に従ってください。
面接の有無	なし ※但し、書類内容について電話等で個別に質問されることがあります。
提出書類	1. 申請書（指定様式1号）（*1） 2. 申請者及び連帯保証人（*2）の住民票…2名記載あれば1通で可。 3. 在学証明書 4. 研究科長又は学部長の推薦状 5. 在籍する又は直近に卒業した学校の成績証明書（*3） 6. 経済的事情を疎明する書類（指定様式2号）（*1） 7. （未成年の場合）法定代理人の同意書（*4）…Word等任意様式、署名押印。 *1. 指定様式1号・2号は財団Webサイトからダウンロードすること。 https://www.toben.or.jp/know/activity/ikueizaidan/scholarship/post_19.html *2. 連帯保証人は、父母兄弟またはこれに代わるもの1名 *3. 専門職学位課程1年生は、学部のときのもの。 *4. 応募を了承している旨記載し、法定代理人が署名・押印する。
備考	*若干名の募集のため、応募しても不採用となる場合があります。

揭示期限 2019/8/31